

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日、休日は、
その日の翌日
当たります)

目次

◇告示 保険医療機関及び保険薬局の指定

種畜証明書を交付した旨の通知

林業種苗法による生産事業者の登録のまつ消

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良事業計画の適否の決定

土地区画整理事業の施行の認可 (二件)

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

◇人委規則 管理職手当てに関する規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第四百五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目 四〇六	昭和四十八年六月十五日
尾西小児科医院	倉吉市山根四八八の八	"
隈田齒科医院	米子市角盤町二丁目 一一三	"
鳥取県西部 口腔衛生センター	東福原六三六の五	"
妹尾薬局	角盤町二丁目	二十七日
浜田産婦人科医院	西福原三〇	二十五日

鳥取県告示第四百六十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に
基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通
報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	父	血統	級別	飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称
昭四八鳥取県第一号	裕 星	黒毛和種	昭和 四二・八・二	日野郡日南町 裕	第二氣高 星	あ お ば	二級	鳥取市国安 鳥取県種畜場 鳥取分場
第 二号	福 氣 高	"	四二・二・一〇	岩美郡岩美町 第二氣高	み の り 二	"	"	"
第 三号	昌 武	"	四四・三・三〇	日野郡江府町 裕	星	第一うらく	"	"
第 四号	北 氣 高	"	四五・七・二七	八頭郡智頭町 氣高	高	第六十きたお	"	"
第 五号	東 高	"	四六・二・二七	八頭郡八東町 "	"	す み	三級	"
第 六号	ロングフィールド ダイーンウオーカー ダヴイドソン	ホルスタ イン種	四〇・三・一七	北海道勇払郡 レイヴァンベツシー ミノノ	ダイーンウオーカー レイヴァンベツシー ミノノ	ロングフィールド マダム	一級	"
第 七号	ノースサリー マスターボーイ	"	四〇・六・二二	空知郡 ホワイトパーチ バターボーイ	ホワイトパーチ バターボーイ	セジスス カイラークキタ	二級	"
第 八号	シヤムブリツク ロツクウエイセプター	"	四〇・一〇・九	東伯郡赤碓町 シヤムブリツク アラデザイン	シヤムブリツク アラデザイン	ロツクウエイ カリーセプター	一級	"
第 九号	ローザフ テキサルバイン	"	四三・一・二二	" ローザフサーテーション アール	ローザフサーテーション アール	ローナベルテキサル デージー	二級	"
第 一〇号	岩 亮	黒毛和種	四七・一・二二	岩美郡岩美町 氣高	高	かめよし	三級	八頭郡家町 吉本 進
第 一一号	富 士	"	四六・一一・一五	八頭郡智頭町 裕	星	のぶこ	"	智頭町 国本 俊雄
第 一二号	勇	"	四六・一一・二二	岩美郡岩美町 氣高	高	たきやま	"	谷口 喜代治
第 一三号	高 見 山	"	四六・八・二〇	八頭郡八東町 "	"	あやめ	"	安藤 家町 巖

第 二七号	第 二六号	第 二五号	第 二四号	第 二三号	第 二二号	第 二一号	第 二〇号	第 一九号	第 一八号	第 一七号	第 一六号	第 一五号	第 一四号
郷 久	第 四 桑 光	初 光	吉 徳	松 氣 高	清 竜	吉 広	吉 栄	谷 栄	伯 豊	吉 藤	第 五 笹 間	永 田	岡 清
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四〇・七・二二	四二・三・二五	四二・六・一〇	四二・九・五	四三・五・二三	四五・四・六	四五・七・八	四六・六・二三	四六・七・一	四六・七・二〇	四六・九・一	四六・二・二	四七・三・二五	四六・五・一〇
東伯郡大栄町	岡山県	江府町	日野郡日南町	倉吉市	"	東伯郡東伯町	日野郡日南町	八頭郡船岡町	日野郡日南町	八頭郡河原町	日野郡日南町	東伯郡東伯町	郡家町
花	日	裕	吉	第 二 氣 高	清	吉	吉	氣	裕	氣	裕	清	"
郷	笠	三	光	高	光	徳	光	高	豊	高	豊	竜	"
た	第 二 は な み つ	た か ら 第 二	た に 二	さ わ し げ み ち	ふ じ み	ま つ ば ら	さ か え 三	き し も と	す ぎ 一	ま さ あ き	き よ ひ め 一	ひ お き	第 五 き く ひ さ
"	"	二級	一級	"	"	二級	"	"	"	"	"	"	"
西 村 三 朝 節 夫	齊 尾 東 伯 町 晃	東伯郡赤碕町 高力稔 二	松 井 別 所 秋 光	倉吉市福本 松島和 昭	種 子 東 伯 町 鶴 一	東伯郡関金町 笠原 豊	松 島 福 本 和 昭	藤 井 今 在 家 一 明	増 井 北 野 節 雄	倉吉市上古川 大西道 弘	東伯郡大栄町 岸田克 己	倉吉市今在家 藤井一 明	岩 本 智 頭 悦 夫

第〃 第五号	第〃 第五号	第〃 第五号	第〃 第五号	第〃 第五号	第〃 第五〇号	第〃 第四九号	第〃 第四八号	第〃 第四七号	第〃 第四六号	第〃 第四五号	第〃 第四四号	第〃 第四三号	第〃 第四二号
剛	政	富久 11	美保 錦	明光	益 豊	光 明	第五 大山	栄 豊	朝 日	秀 山	パインラグアツプル パーククリスクロス	パインラグアツプル テキサル	ローマンデール ローヤルプリンス
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	黒毛和種	〃	〃	〃
四六・一〇・二三	四六・一二・二二	四六・八・一二	四三・六・八	四五・六・二八	四七・一・八	四七・四・八	四七・三・一	四四・九・一〇	四五・七・一	四〇・六・一〇	四六・一二・一六	四五・九・二七	四四・九・一九
会見町	西伯郡西伯町 南	〃	米子市	日野郡日南町	〃	〃	米子市	西伯郡西伯町	日野郡江府町	米子市	〃	東伯郡赤碕町	カナダ
〃	高	第六 吉花	第三 栄	吉	〃	昭 栄 一	気 高	政 光	吉 光	第六 吉花	ボンドハイブ ラグアツプル ルセダー	ボンドハイブ ラグアツプル ルセダー	ソニア ローヤルプリンス
ひ ぶ み	の ぼ る	と み か ぜ	ぎ お ん	あ け た	第 二 た け し	か じ は な 一	か じ は な	よ し じ	ば ん ざ く ら	り そ う	オークランド マダム ジョイ	ロナベリー テキサルデージー	ローマンデール マキシム
〃	〃	三級	〃	二級	〃	〃	三級	〃	二級	一級	三級	〃	〃
境港市外江 菰内 輝 栄	米子市 兩三柳 田崎 晴 二	西伯郡日吉津村 山崎 岩五郎	境港市竹内町 山本 賢	米子市別所 横山 頼 介	〃	渡 辺 江 光 雄	船 原 大 山 町 典	西伯郡淀江町 淀江町農業協同組合	野 口 宗 一 郎	西伯郡大山町 船 原 典	〃	〃	〃

第〃 六八号	第〃 六七号	第〃 六六号	第〃 六五号	第〃 六四号	第〃 六三号	第〃 六二号	第〃 六一号	第〃 六〇号	第〃 五九号	第〃 五八号	第〃 五七号	第〃 五六号
伯 光	154 トラベル インク ジエミニ 9-8	139 インペ ラクラ イブ インベ スト ール 2-8	244 インペ ラクラ イブ インベ スト ール 8-8	1209 カリナ グロ ープ エバク ール 2-12	1117 パロマ アネ ルン ド マーシ ヤル 11	2015 ミンク ベア ラン ダ ー ピツカ ー 8-2	95 アミ ー トラ ペ ル レデ イ ス ター 69-2	プリン セ ス 69 4023	イン ペ ラ	33 カ フ エ イン ジ ム シ ー ザ ー 3	タバ ー リア ネ 4918	アル ノ ギ ル ビ ア 190
黒毛和種	〃	〃	ヤ ー ハン プ シ	〃	大 ヨ ー ク シ ヤ ー ク	ラ ン ド レ ー ス	〃	〃	ヤ ー ハン プ シ	大 ヨ ー ク シ ヤ ー	〃	ラ ン ド レ ー ス
四五・七・一	四七・八・二四	四七・八・二二	四七・八・二二	四六・二二・九	四六・一〇・一〇	四七・二・五	四四・一〇・二〇	四四・三・一三	四三・二・九	四五・二・二二	四六・四・二二	四六・四・二二
日野郡溝口町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	米子市	茨城県	アメリカ	米子市	〃	オランダ
吉 光	チャン チャー ジャー	〃	イン ペ ラ	カリ ナ マー シ ヤ ル	カリ ナ マー シ ヤ ル	ア シ ユ ス テ ツ ド 68-6	エ ス エ ー ウ イ ン ナ ー	ク ラ イ ブ	ラ ツ シ ユ	サン デー グ ロ ー プ ジ ユ リ ア ス シ ー ザ ー 635	タ バ ー	ア ル ノ
ま つ 六	ミス イン クリ ング	18 イン ベ ス ト ール ダイ ア モ ン ド プ リ ン セ ス 1 5-1	シー ビー アイ	61 ク レ オ パ ト ラ ン デ ー 7	オ パ マ ア ネ ル ン ド 189	ベ ノ ー ピ ツ カ ー 67-3	テ ー オー ア ミ ー	プ リ ン セ ス サ ス	ダ イ ア ン	カ フ エ イン ジ ム 86	リ ア ネ	ギ ル ビ ア
二級	〃	〃	〃	〃	〃	三級	〃	二級	一級	二級	〃	〃
西伯 郡 西伯 町 前 谷 光 久	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	米子市 西三柳 鳥取県 中家畜 試験場

第〃 八二号	第〃 八一号	第〃 八〇号	第〃 七九号	第〃 七八号	第〃 七七号	第〃 七六号	第〃 七五号	第〃 七四号	第〃 七三号	第〃 七二号	第〃 七一号	第〃 七〇号	第〃 六九号
船	高	福	藤	第二千春	第二生山	第三宮倉の七	富	幹	第三佐伯	益	第二政光	昭	南
場	見	成					栄	山	伯	美	光	一	高
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四五・九・一二	四六・六・二	四六・六・八	四六・八・八	四六・八・一〇	四六・一〇・五	四七・二・一八	四六・九・三	四六・七・二一	四六・二・五	四六・八・一	四五・四・一	四三・一・六	四四・三・一四
〃	西伯郡西伯町	西伯郡日吉津村	〃	西伯郡西伯町	西伯郡岸本町	〃	〃	西伯郡西伯町	日野郡日南町	米子市	西伯郡会见町	日野郡日南町	岩美郡岩美町
〃	〃	〃	〃	〃	昭	吉	昭	南	裕	第三卯月	政	吉	気
					栄一	光	栄一	高	豊		光	光	高
ひだか	たけこ	ふくなり	ふじひめ	ふなよし	みのり	第三みやくら	第三まつひめ	あきぎく	たに五	ますこ	たかひめ三	しようえい	第四うのこへい
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三級	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	安部貞紀	恩田官一	〃	畑田則彦	〃	安部貞紀	恩田官一

第 [〃] 九六号	第 [〃] 九五号	第 [〃] 九四号	第 [〃] 九三号	第 [〃] 九二号	第 [〃] 九一号	第 [〃] 九〇号	第 [〃] 八九号	第 [〃] 八八号	第 [〃] 八七号	第 [〃] 八六号	第 [〃] 八五号	第 [〃] 八四号	第 [〃] 八三号
吉光	日光	第6田中	第二裕豊	隆昌	裕吉	旭二	裕昌	国隆	第三小林	峰	栄明	栄高	栄昌
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四〇・二・一	四三・七・二	四六・五・一〇	四六・八・一五	二四・九・一五	四五・一・一五	四六・二・二〇	三九・一〇・六	四四・三・一	四六・八・一五	四六・六・一〇	四五・一〇・二〇	四六・三・一	四三・八・二
日野郡日南町	日野郡溝口町	〃	日野郡日南町	日野郡溝口町	日野郡江府町	日野郡日野町	八頭郡八東町	西伯郡会見町	西伯郡西伯町	日野郡溝口町	一米子市	日野郡溝口町	日野郡溝口町
清光	吉光	日	吉光	裕昌	裕豊	裕昌	裕豊	第二気高	第六吉花	昭栄一	吉光	気高	裕昌
とく三	さかえ	いばらや四	第三うづき	きみえ	おおか二	さかえ一	はつなみ	おくに	なりこ	やまふし	むらさかえ五	かじはな	もみじ三
一級	二級	〃	三級	〃	二級	三級	一級	二級	〃	〃	〃	三級	二級
〃	山崎明一	高平清孝	〃	川上清	長尾江府町寛史	清水保五郎	西村幸治	日野郡溝口町清水保五郎	西伯郡岸本町	境港市外江町	野口知明	〃	加川岸本町

第〇九七号	大 栄	四七・二・二五	日野郡日野町	秀 光	さ か え	三級	湯上	日野町武美
第〇九八号	達 美 2	四七・二・一〇	日野郡日南町	光	た か ね	"	長谷川	日南町嘉章
第〇九九号	第 9 照 菊	四七・二・九	日野郡江府町	日 光	き く よ し	"	山崎	明一
第〇一〇〇号	秀 光	四二・五・二	日野郡日南町	清 光	た な べ 一	一級	松本	日野町勝美
第〇一〇一号	第 三 卯 月	四三・八・一	日野郡溝口町	吉 光	第 五 し ん づ き	二級	大下	勅雄
第〇一〇二号	第 五 卯 月	四六・四・二	日野郡日野町	第 三 卯 月	た な か 一	三級	"	"
第〇一〇三号	第 五 重 光	四七・四・二	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第四百六十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が昭和四十八年六月一日付で失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
六十五	林 郁夫	八頭郡船岡町 下野八四六	穂の採取並びに 幼苗及び苗木の育成	林郁夫苗畑	八頭郡船岡町下野

鳥取県告示第四百六十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百八十	林 寿子	八頭郡船岡町 下野八四六	穂の採取並びに 幼苗及び苗木の育成	林寿子苗畑	八頭郡船岡町下野

鳥取県告示第四百六十三号

昭和四十八年五月二十三日付で関金町長から申請のあつた土地改良(浅井地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、倉吉市巖城土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

有限会社 高 力

二 事業施行期間

昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市巖城字東屋敷、字開山、字下光源、字井手向、字細工畑及び字

下前田の各一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市巖城土地区画整理事業

五 事務所の所在地

倉吉市巖城三六六番地一

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月二日

七 施行者の住所

倉吉市巖城三六六番地一

八 事業年度

昭和四十八年度

九 公告の方法

倉吉市巖城三六六番地一有限会社高力前に掲示する。

鳥取県告示第四百六十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、高松団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

境港市新屋町字阿弥陀原及び字堀ノ内の各一部並びに高松町字山西、

字紺屋町及び字藪田の各一部

第二工区

境港市新屋町字阿弥陀原、字堀ノ内及び堀の内の一の各一部並びに

高松町字山西、字紺屋田及び字藪田の各一部並びに竹内町字藪田野

地の一部

四 土地区画整理事業の名称

高松団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月二日

七 施行者の住所

鳥取市東町一丁目三百十九番地

八 事業年度

昭和四十八年度

九 公告の方法

鳥取市東町一丁目三百十九番地 鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

鳥取県告示第四百六十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(癖の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県倉吉児童相談所 倉吉市仲之町三、四五五の一」を「鳥取県倉吉児童相談所倉吉市宮川町二丁目三六」に、「鳥取県鳥取保健所 鳥取市二階町四丁目二〇一」に、「鳥取県蚕業試験場 倉吉市上井五四六」を、「鳥取県蚕業試験場 倉吉市大谷八八三の三五」に、「鳥取県立境高等学校 境港市東本町二」を「鳥取県立境高等学校 境港市上道町八二一」に改める。

鳥取県告示第四百六十七号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行元町支店」を「株式会社鳥取銀行米子本通支店」に改める。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

内職公共職業
補導所

を

内職相談所

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年七月一日から適用する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】